

---

---

# 今後施行される人事労務に関する法改正情報

---

2021年7月9日

社会保険労務士法人 大野事務所

# 今後施行される法改正①（2021年7月9日時点）

施行日	改正概要
2022.01.01 (雇用保険法)	<p>■ <b>高年齢被保険者の特例</b></p> <p>二以上の雇用保険適用事業に雇用される65歳以上の者について、二つの事業を合計した週の所定労働時間が20時間以上（各事業所での週の所定労働時間は一定時間以上20時間未満）の場合に、その者からの申出により高年齢被保険者となることができる。</p> <p>●厚生労働省「雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案概要（高年齢被保険者の特例）」 <a href="https://www.mhlw.go.jp/content/11601000/000795630.pdf">https://www.mhlw.go.jp/content/11601000/000795630.pdf</a></p>
2022.01.01 (健康保険法)	<p>■ <b>傷病手当金制度の見直し</b></p> <p>傷病手当金の支給期間を、支給開始日から通算して1年6か月間とする。</p> <p>■ <b>任意継続被保険者制度の見直し</b></p> <p>本人の希望によって任意継続被保険者資格の喪失を認めることとする。など</p> <p>●厚生労働省「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律案 概要」 <a href="https://www.mhlw.go.jp/content/000733601.pdf">https://www.mhlw.go.jp/content/000733601.pdf</a></p>

# 今後施行される法改正②（2021年7月9日時点）

施行日	改正概要
2022.04.01 (厚生年金 保険法、 国民年金法)	<ul style="list-style-type: none"><li>■ <b>在職中の年金受給の在り方の見直し</b><ul style="list-style-type: none"><li>・ 高齢期の就労継続を早期に年金額に反映するため、在職中の老齢厚生年金受給者（65歳以上）の年金額を毎年定時に改定する。</li><li>・ 60～64歳に支給される特別支給の老齢厚生年金を対象とした在職老齢年金制度について、支給停止とならない範囲を拡大する。</li></ul></li> <li>■ <b>年金受給開始時期の選択肢の拡大</b><ul style="list-style-type: none"><li>年金受給開始時期の繰り下げを75歳まで拡大する。</li></ul></li> <li>■ <b>その他</b><ul style="list-style-type: none"><li>国民年金手帳を廃止する。</li></ul></li> <li>● 厚生労働省「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の概要」 <a href="https://www.mhlw.go.jp/content/12500000/000636611.pdf">https://www.mhlw.go.jp/content/12500000/000636611.pdf</a></li></ul>

# 今後施行される法改正③ (2021年7月9日時点)

施行日	改正概要
2022.04.01 (育児・介護 休業法)	<p>■ <b>有期契約労働者に係る育児休業・介護休業の申出要件の見直し</b> 「当該事業主に引き続き雇用された期間が1年以上である者」の要件を削除する。</p> <p>■ <b>育児休業等に関して事業主が講ずべき措置の見直し</b> 本人またはその配偶者が妊娠し、または出産したことを申し出たときは、当該労働者に対して、育児休業に関する制度その他の厚生労働省令で定める事項を知らせる措置を講じなければならない。また、育児休業に関する制度等の取得意向の確認をしなければならない。など</p> <p>● 厚生労働省「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律の概要」 <a href="https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/000788616.pdf">https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/000788616.pdf</a></p>
2022.04.01 (女性活躍 推進法)	<p>■ <b>一般事業主行動計画の策定等の義務の対象となる事業主の範囲の拡大</b> 一般事業主行動計画の策定・届出義務および自社の女性活躍に関する情報公表義務の対象となる事業主の規模を、常用雇用労働者数「301人以上」から「101人以上」とする。</p> <p>● 厚生労働省「来年4月1日から改正女性活躍推進法が施行されます！—女性が輝く職場づくり—」 <a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou_kouhou/kouhou_shuppan/magazine/202104_00004.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou_kouhou/kouhou_shuppan/magazine/202104_00004.html</a></p>

# 今後施行される法改正④（2021年7月9日時点）

施行日	改正概要
2022.10.01 (健康保険法、 厚生年金 保険法)	<p><b>■ 育児休業中の保険料免除要件の見直し</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 育児休業等開始日の属する月と終了日の翌日が属する月とが同一の場合に、育児休業等の日数が14日以上であれば保険料免除の対象とする。</li><li>・ 月末時点で育児休業等をしているか否かにかかわらず、賞与の保険料が免除となるのは育児休業等の期間が1か月超の場合に限る。</li></ul> <p>● 厚生労働省「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律案 概要」 <a href="https://www.mhlw.go.jp/content/000733601.pdf">https://www.mhlw.go.jp/content/000733601.pdf</a></p> <p><b>■ 社会保険の適用拡大</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 適用拡大の対象となる事業所の規模を「501人以上」から「101人以上」とする。</li><li>・ 適用要件の一つである「雇用期間が1年以上見込まれること」を撤廃する。</li></ul> <p>● 厚生労働省「社会保険適用拡大 特設サイト」 <a href="https://www.mhlw.go.jp/tekiyoukakudai/">https://www.mhlw.go.jp/tekiyoukakudai/</a></p>

# 今後施行される法改正⑤（2021年7月9日時点）

施行日	改正概要
2023.04.01 (育児・介護 休業法)	<p>■ <b>育児休業取得率の公表</b></p> <p>常用雇用労働者数1,001人以上の事業主は、毎年少なくとも1回、その雇用する労働者の育児休業の取得の状況を公表しなければならない。</p> <p>●厚生労働省「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律の概要」 <a href="https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/000788616.pdf">https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/000788616.pdf</a></p>
2024.10.01 (健康保険法、 厚生年金 保険法)	<p>■ <b>社会保険の適用拡大</b></p> <p>適用拡大の対象となる事業所の規模を「101人以上」から「51人以上」とする。</p> <p>●厚生労働省「社会保険適用拡大 特設サイト」 <a href="https://www.mhlw.go.jp/tekiyoukakudai/">https://www.mhlw.go.jp/tekiyoukakudai/</a></p>
2025.04.01 (雇用保険法)	<p>■ <b>高年齢雇用継続給付の段階的縮小</b></p> <p>最大支給率を「15%」から「10%」へ引き下げる一方、最大支給率となる際の賃金低下率（60歳到達時の賃金月額と比較した支給対象月に支払われた賃金額〔みなし賃金を含む〕の低下率）を「61%以下」から「64%以下」へ引き上げる。</p> <p>●厚生労働省「高年齢雇用継続給付の見直し」 <a href="https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/000744250.pdf">https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/000744250.pdf</a></p>

# 今後施行される法改正⑤（2021年7月9日時点）

施行日	改正概要
未定 (育児・介護 休業法)	<ul style="list-style-type: none"><li>■ 現行の育児休業の見直し（育児休業の分割取得等）</li><li>■ 出生時育児休業の新設</li></ul> <p>● 厚生労働省「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律の概要」 <a href="https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/000788616.pdf">https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/000788616.pdf</a></p>
未定 (雇用保険法)	<ul style="list-style-type: none"><li>■ 育児休業給付金の支給に係るみなし被保険者期間の計算方法の見直し</li><li>■ 育児休業給付金の見直し</li></ul> <p>● 厚生労働省「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律の概要」 <a href="https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/000788616.pdf">https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/000788616.pdf</a></p>